

太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会 報告書（案）

令和 8 年 6 月

太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会

目次

I. はじめに	1
II. 太陽光発電事業	2
1. 太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方	2
2. 法の対象となる事業の規模に関する考え方	2
3. 太陽光発電事業の特徴と規模要件	4
4. 太陽光発電事業のスクリーニング基準	6
5. 実効性強化について	9
6. 法の対象とならない事業に関して	10
III. 風力発電事業	12
1. 風力発電事業についての環境影響評価の経緯	12
2. 法の対象となる事業の規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の 確保	12
3. 風力発電事業のスクリーニング基準	14
IV. 制度改正に当たって（太陽光発電事業・風力発電事業共通）	15
1. 予見可能性の確保等	15
2. 事業の一連性の考え方について	15
V. おわりに	16

1 I. はじめに

2
3 再生可能エネルギーについて、2012 年の固定価格買取制度（FIT 制度）開始
4 以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観
5 等の面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられている。

6 再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生や環境への配慮が大
7 前提である。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切
8 な事業に対しては厳格に対応する必要があるという考え方の下、政府は 2025
9 年 9 月以降、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁
10 連絡会議」において、太陽光発電事業について、土地造成及び電気設備の安全
11 性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全等の各種の公益との調整を行う関
12 係法令の総点検を実施し、その結果を踏まえ、2025 年 12 月に開催した「大規
13 模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において、「大規模太陽光発電事業
14 （メガソーラー）に関する対策パッケージ」（以下「対策パッケージ」とい
15 う。）を決定した。対策パッケージにおいて、環境影響評価に関しては、「環境
16 影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の
17 規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る」等とされている。

18 また、風力発電事業については、2025 年 3 月に中央環境審議会からなされた
19 「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に
20 係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」において、現行の環境影響
21 評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の対象となる規模を下回
22 る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保の必要性が述べられていると
23 ころである。

24 こうした背景を踏まえて、2026 年 1 月から「太陽光発電事業等の環境影響評
25 価に関する検討会」において、法の対象となる太陽光発電事業の規模等につい
26 て検討を行ってきた。

27 コーポレート PPA の普及に伴い、再生可能エネルギーの買い手が環境価値
28 を重視する傾向が強まっている昨今の状況においては、環境に配慮した事業で
29 あることが事業の競争力につながることから、再生可能エネルギーの導入目標
30 実現の観点からも、環境影響評価の果たす役割はますます大きくなっていると
31 考えられ、本検討会における議論が、地域との共生が図られた再生可能エネル
32 ギーの着実な導入につながることを期待する。

II. 太陽光発電事業

1. 太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方

太陽光発電事業については、2019年4月に中央環境審議会から答申¹がなされ、2020年4月から法の対象事業となった。

当該答申において、「太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方」を以下のとおり整理している。

- 様々な問題が全国的に顕在化している現状に鑑み、既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。
- 法対象とならない規模の事業については、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共団体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。
- 環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきである。
- 太陽光発電事業者が透明性の高い環境影響評価の手続を適切に実施し、より環境の保全に配慮した事業の実施を図ることにより、従来よりさらに地域にも受け入れられやすい再生可能エネルギーの導入が促進され、これにより地球温暖化対策がより推進されていくことが可能となると考える。

対策パッケージに記載された法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模の見直しに当たっては、こうした基本的考え方を踏まえる必要がある。

2. 法の対象となる事業の規模に関する考え方

法は「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としている（法第1条）。これは、「地方公共団体においても地域の環境保全の観点から環境影響評価が実施されていることに鑑み、国の制度において

¹ 「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）」2019年4月中央環境審議会

は、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要があり、かつ、そのような配慮を国として確保できる事業を対象とすることが適当である。このような観点から、新たな制度においては、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業を対象事業に選定することが適当である。」といった考え²に基づくものである。

具体的には、法の対象となる事業については、事業の規模と環境影響の程度との間に、正の相関関係があることが一般的であるという整理の下、事業を面的事業、線的事業等に区分し、土地の形状の変更等の規模や環境負荷の発生・排出の度合いに着目して設定されている。

必ず環境影響評価を実施する必要がある第1種事業の規模要件は、面積100haを基本要件として設定している。土地区画整理事業、工業団地造成事業等の面的事業は第1種事業の規模要件が面積100ha以上であり、また、道路、鉄道等の線的事業においても、一般的に見込まれる環境影響の範囲として両側それぞれ50mを想定し、面積100haに相当する長さ10km以上を第1種事業の規模要件としている。

その上で、例えば、埋立て・干拓事業は、水面の改変による自然環境への影響に加えて、潮流の変化・停滞による水質・海岸浸食等への影響を伴う事業であること等を勘案し、基本要件の100haより小さい50haの規模を超えるものを第1種事業としている。また、風力発電事業については、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという特徴を踏まえて、50ha以上相当の出力を第1種事業としている。さらに、廃棄物最終処分場事業は、建設に伴う土地の改変のみならず、最終処分に伴う悪臭の発生、汚水の漏出、メタン等の漏出、廃棄物運搬車の出入りに伴う騒音・振動等の環境影響を伴う事業であり、30ha以上の規模のものを第1種事業としている。

このように、事業種ごとの特徴を踏まえた上で、事業種ごとに法の対象である「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の規模要件を定めている。

現行の太陽光発電事業の規模要件については、太陽光発電事業を法の対象とする際の議論において、事業区域面積100ha相当の事業における平均的な出力や技術革新による発電効率の向上を考慮して、40,000kW（40MW）以上を第1種事業とした。

² 「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」1997年2月中央環境審議会

この点、これまで運転開始した太陽光発電設備について FIT・FIP 制度における資源エネルギー庁データ³を用いて試算⁴すると、100ha 相当の発電出力規模は 35.5MW であった。また、データを直近の 5 年間（2020～2024 年度）に運転開始した施設に限定して同様に試算すると、40.7MW であった。

なお、太陽光発電設備の設置場所や配置方法と出力の関係等に関する情報を整理していくことは今後の課題であり、これは国土保全上の観点からも重要と考えられる。

3. 太陽光発電事業の特徴と規模要件

上記のとおり、法においては、事業種ごとの特徴を踏まえた上で、事業種ごとに法の対象である「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の規模要件を定めているところ、検討会における議論では、太陽光発電事業の特徴として、主に以下の要素が挙げられた。

- 【事業実施場所の多様性】他の事業と比べると、傾斜地、森林、湿地など多様な環境が事業実施場所となる傾向にある。
- 【広範囲の土地の改変】森林の開発、切土、盛土などの土地の改変が非常に広範囲で起こる傾向にある。
- 【反射光・景観の影響】周辺の住宅や眺望点の存在次第では、反射光による影響や景観への影響が著しくなる可能性がある。
- 【建設の容易性等】太陽光パネルは簡単に設置できることなどから、新規参入が比較的容易であり、建設工事業業者側の技術能力や、環境配慮を踏まえた施工、地域との対話等についての意識にばらつきがある可能性がある。

ここで、環境紛争が生じている太陽光発電事業として抽出した 40 事業⁵について分析すると、主な紛争の要因は、①土砂関係、②自然環境関係、③景観関係であった。また、この 40 事業のうち事業地を公表情報から特定できた 39 事業を対象として、事業地の中で最も広い面積を占める土地利用の形態に着目し

³ FIT・FIP 認定事業における事業区域の面積・発電出力のデータ（2025 年 11 月時点）

⁴ 300ha 以上又は 200MW 以上の値を除外し、その上で、3 σ 法で外れ値を除外した後に、回帰分析。

⁵ 畦地ら（2014）を参考に、2020 年 4 月 1 日～2025 年 11 月 27 日までの新聞記事（全国紙 4 紙及び地方紙 45 紙）を対象に「メガソーラー AND 反対」で検索し、反対する組織が存在し、反対の働きかけが記事に明記されているものを対象として整理した結果、40 事業を抽出。

て整理したところ、事業区域の 75%程度以上が森林で覆われている事業が 21 事業となり、半数以上を占めた。

なお、この 40 事業のうち、出力及び敷地面積を公表情報から特定できた 36 事業について出力を確認すると、30,000kW を下回るものが 18 事業あり、規模の大小にかかわらず問題が発生していることも明らかになった。

また、2026 年 2 月に全国知事会が全都道府県を対象に実施したアンケート調査においては、他の面的開発事業とは異なる太陽光発電事業特有の特殊性に該当するのは何かという質問⁶に対して、「特殊性有り」との回答が多い順に、「設置場所 (35)」、「反射光の影響 (33)」、「森林開発の規模 (30)」、「建設の容易性 (25)」、「事業者の性質 (24)」という結果であった（括弧内は、「特殊性有り」と回答した都道府県数。）。

さらに、保安林以外の民有林において一定規模以上の開発行為を行う際に必要となる林地開発許可について、2019 年度から 2024 年度までの許可処分件数及び面積を、「工場・事業場」を開発目的とするものと「太陽光発電設備」を開発目的とするもので比較したところ、「工場・事業場」については 50ha 以上の林地開発許可を伴うものはなかった一方で、「太陽光発電設備」については 50ha 以上の林地開発許可を伴うものが 16 件あり、分析対象とした林地開発許可処分の面積ベースで 23%を占めた⁷。

これらの分析、アンケート等からも、「事業実施場所の多様性」、「広範囲の土地改変」、「反射光・景観の影響」及び「建設の容易性等」は、太陽光発電事業の特徴と捉えることができ、太陽光発電事業について、法の第 1 種事業の規模要件の基本要件である 100ha 相当よりも小さな規模の事業を法の対象とすることには一定の合理性がある。

①法が事業種ごとの特徴を踏まえた上で、事業種ごとに法の対象である「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の規模要件を定めており、例えば、埋立て・干拓事業と風力発電事業は、それぞれの事業に伴う環境影響を踏まえて、基本要件の 100ha より小さい 50ha を第 1 種事業の規模の下限としていること、②建設に伴う土地の改変のみならず、最終処分や廃棄物運搬車の出入りによる供用時の環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるという特徴を持つ廃棄物最終処分場の第 1 種事業の規模要件が 30ha 以上であること及び③環境紛争が生じている 12,000kW (30ha 相当) 以上

⁶ 太陽光発電事業の規模要件の引下げについて、「賛成」と回答した 40 自治体のうち 39 自治体が回答。

⁷ 「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会（第 1 回）資料 4」2026 年 1 月 20 日林野庁

30,000kW 未満（現行の法対象規模未満）の事業に着目すると、20,000kW 以上の事業が大宗を占めることを踏まえると、太陽光発電事業の第 1 種事業の規模要件については、20,000kW（50ha 相当）以上とすることが適当である。

また、検討会における議論や、上記の分析、アンケート等から、問題となっている太陽光発電事業の規模は様々であり、「立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」という点も、太陽光発電事業の大きな特徴と考えられる（なお、風力発電事業については、後述のとおり、既に 2025 年 3 月の中央環境審議会答申において指摘がなされている。）。

法においては、第 1 種事業に「準ずる」規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を、周辺の区域の環境の状況等を勘案して、免許実施権者等が個別に行う必要があるものを第 2 種事業とする仕組みを導入している。第 2 種事業の規模の第 1 種事業の規模に対する比の下限は、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）において 0.75 とされている。

「立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」という特徴を踏まえれば、第 1 種事業の規模要件を現行よりも低いものに見直すことと合わせて、他の事業よりも幅広い規模を第 2 種事業として捉えることも、事業の環境配慮の促進のためには有効と考えられる。この点、環境省からは、第 2 種事業の定義にある「準ずる」の範囲について、他法令における規定例との整合性等の観点から、現在の 0.75 を維持することが妥当であるとの見解が示された。また、12,000kW 以上の環境紛争が生じている事業のうち、15,000kW 未満の規模の事業はわずかであり、当該規模の事業を第 2 種事業とする根拠が十分にあるとは言えない。

以上から、第 2 種事業の規模の第 1 種事業の規模に対する比の下限（0.75）は維持し、第 2 種事業の規模要件は 15,000kW 以上とすることが適当である。

この規模要件の見直し後も、引き続き、「立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」という事業性質を踏まえて、「6. 法の対象とならない事業に関して」に示す地方公共団体、事業者等との連携が求められる。

4. 太陽光発電事業のスクリーニング基準

発電事業における、第 2 種事業に対する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（スクリーニング）の基準は、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項

に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号。以下「発電所アセス省令」という。）において定められている。

また、第 2 種事業に該当する規模の発電所の設置及び変更の工事を行う事業者が経済産業大臣に提出する届出書には、簡易な方法による環境影響評価の結果を記載することとなっている。これは、発電所の立地には、地元住民の理解と協力を得ることが重要との観点から、より正確な判定を行うために記載させることとしたものである。

経済産業大臣が判定を行うに当たっては、都道府県知事の意見を勘案し、届出書に記載されている簡易な方法による環境影響評価の結果を踏まえ、発電所アセス省令第 16 条に規定する判定基準に従い判定することとしている。

現行の発電所アセス省令第 16 条においては、例えば、第 2 種事業規模の太陽光発電事業が次に掲げる要件に該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとされている（風力発電事業においても同様。）。

- 以下の自然環境が第 2 種事業が実施されるべき区域の周囲 1 キロメートルの範囲内に存在すること（発電所アセス省令第 16 条第 14 号）
 - ・国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境
 - ・野生生物の重要な生息地又は生育地
 - ・自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの
 - ・里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ・水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの
 - ・都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴づける重要なもの

- 以下の地域その他の対象が第2種事業が実施されるべき区域の周囲1キロメートルの範囲内に存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること（発電所アセス省令第16条第22号）
- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域
 - ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第45条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域
 - ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
 - ・首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
 - ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
 - ・都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
 - ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
 - ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保全区域
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
 - ・地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象

●発電所を設置する場所の周囲 1 キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること（発電所アセス省令第 16 条第 3 号）

このように、自然環境、景観、累積的影響等の観点については、現行のスクリーニング基準においても、一定の考慮がなされている。

その上で、森林の開発、切土、盛土などの土地の改変が非常に広範囲で起こる傾向にあることや、傾斜地など多様な環境が事業実施場所となる傾向にあるという太陽光発電事業の特徴を踏まえ、スクリーニング基準を見直すことが適切である。

具体的には、森林の開発について、現行制度においては、自然環境の一部として人為的な改変をほとんど受けていない自然林や、地域において重要な機能を有する水源涵養林、防風林等を確認対象として含んでいるが、太陽光発電事業の特徴を考慮し、森林に係る関係法令による規制区域が存在する場合について、スクリーニング基準への追加を検討する。

また、切土や盛土を含む土地の改変の観点について、特に傾斜地において土地の改変が行われる場合は、土地の安定性といった環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、傾斜地等における土地の改変に関するスクリーニング基準を検討する。

5. 実効性強化について

対策パッケージにおいては、法の対象となる事業の規模の見直しに加えて、「環境影響評価に関する審査の厳格化や指導の徹底等、実効性の強化を図る」とされた。

これを受けて、経済産業省においては、①環境影響評価段階、②工事計画届出段階、③設備運用段階の各段階において、実効性の強化を図ることが報告された。

①環境影響評価段階においては、

- ・反射光等の問題が顕在化した事例を踏まえ、反射光が影響を与える周辺施設や範囲を広く検討する等、審査の視点を多角化する。
- ・土地の安定性に影響を与え、環境に影響を与えることが懸念される場合は、土地の開発行為を規制する関係法令における区域の指定状況等も踏まえながら、審査を行う。

・勧告内容が評価書等に反映されているかについて、一層厳格に審査を行う。

②工事計画届出段階においては、

・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）では、届出された工事計画が評価書に従っていることが求められているところ、当該評価書に沿った環境保全措置に関する説明書の届出様式の在り方を見直し、整合性確認を徹底する。

③設備運用段階においては、

・電気事業法では、「(前略) 評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。」とされており、事業者の法遵守を指導していく。

また、環境省においては、事業者が実施した環境影響評価に対する審査において、これまでと同様に厳格な対応を行っていくとともに、関係地方公共団体及び関係省庁との連携を密にし、情報の共有を進めていくことが報告された。

環境省による審査における対応の例は以下のとおり。

- ・適切な環境配慮を行うための事業者の体制等の確認
- ・自然環境、土地の安定性や景観に対する影響に係る環境配慮を審査する上で、必要な各種関係法令等に基づく届出・許認可の取得等の手続状況の確認
- ・自然環境、土地の安定性、景観、反射光等の大規模太陽光発電事業において問題とされた環境項目において、最新の知見を踏まえた厳格な審査の実施
- ・法に基づく住民説明会の開催を通じた丁寧な事業説明等の実施状況や有識者ヒアリングの実施状況等の確認

地域との共生が図られた再生可能エネルギーの着実な導入に向けては、規模要件等の見直しだけでなく、こうした実効性の強化を進めることも重要と考えられる。

6. 法の対象とならない事業に関して

我が国の環境影響評価制度では、法の対象とならない規模の事業について、地方公共団体が地域の実情も踏まえながら、必要に応じ、条例により環境影響評価手続を課すことにより、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきている。このことから、今回の法の対象となる

事業の規模の見直しの考え方等について地方公共団体に丁寧に説明することが求められる。

同時に、法や環境影響評価条例の対象とならない、規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促す「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(2020年3月環境省)や、本ガイドラインの補遺として、「動物・植物・生態系」への影響を回避・低減するためにより具体的な考え方や方法等について示した「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」(2026年3月環境省)を事業者、地方公共団体等に周知することも重要である。

さらに、環境に配慮した再生可能エネルギー事業を推進するためには、事業の構想の初期の段階において、配慮すべき地域の自然環境や社会環境を踏まえた適正な立地に誘導することが重要である。環境省は、国民、地方公共団体の職員、事業者等が、地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を地図上で閲覧することができる地理情報システム(GIS)として、環境アセスメントデータベース(EADAS)の整備・運用を進めてきており、引き続き、環境情報基盤の充実化に取り組み、法の対象とならない事業も含めた様々な規模の事業の計画や地方公共団体によるゾーニングの取組等において、こうした情報の活用を促していく必要がある。

Ⅲ. 風力発電事業

1. 風力発電事業についての環境影響評価の経緯

風力発電事業は 2012 年 10 月に法の対象となった（当時の規模要件は、第 1 種事業が 10,000kW 以上、第 2 種事業が 7,500kW 以上 10,000kW 未満。）。

その後、2020 年度の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、法の対象となる風力発電事業に係る規模要件の見直し等について議論されたことを受けて、環境省・経済産業省が開催した有識者検討会において、以下の結論が得られた⁸。

- 風力発電所の規模要件の検討にあたっては、現行の環境影響評価法下における喫緊の対応として、法における「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の法対象事業の規模の考え方を敷衍して設定する。

- 面的事業の 100ha をメルクマールとしつつ、風力発電所の事業特性として懸念される発電設備（風車）による環境負荷の度合いを鑑みて、より厳しい面積要件として 50ha と設定する。

- 上記の考え方に基づき、2012 年以降に評価書手続きが終了した 46 事例について、線的な事業とみなした面積を分析した結果を踏まれば、現行法下における適正な規模要件としては、第 1 種事業の規模要件は 5 万 kW 以上、第 2 種事業の規模要件は 3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満となる。

以上を踏まえて、2021 年 10 月から第 1 種事業の規模要件は 50,000kW 以上、第 2 種事業の規模要件は 37,500kW 以上 50,000kW 未満とされている。

2. 法の対象となる事業の規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保

2025 年 3 月中央環境審議会答申には、風力発電事業の特徴や今後の環境配慮の方向性について、以下のとおり記載されている。

- 風力発電事業については、事業そのものの特殊性として、風車（ブレード・タワー）自体が環境影響の要因となっており、事業の規模（出力）の

⁸ 令和 2 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（2021 年 3 月）

411 大小ではなく、風車を設置する場所の環境によって、環境影響の程度が大
412 きく左右される。そのため、他の事業とは異なり、風力発電事業では、現
413 行の法対象規模未満（3.75 万 kW 未満）の事業であっても、立地によって
414 は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることが課題となっ
415 ている。

- 416 ●こうした事業に係る環境配慮の確保に当たっては、地方公共団体の条例の
417 みに対応を委ねるのではなく、法に基づく環境影響評価手続を通し、国が
418 積極的に関与していくことが求められる。

419
420 本検討会では、これを受けて、法の対象となる事業の規模を下回る風力発電
421 事業の環境配慮の確保に向けて、特にスクリーニング基準に関して検討を行っ
422 た。

423 なお、規模要件の見直しが行われてから日が浅いことに加えて、今後建設さ
424 れる風力発電所は出力 50,000kW 以上のものが主体となってくると見込まれる
425 ことから、太陽光発電事業と異なり、風力発電事業については、第 1 種事業の
426 規模要件の見直しを行わないことが現時点では妥当である。

427 また、

- 428 ・直近 3 年間（令和 5 年度から令和 7 年度まで）における 25,000kW（廃棄物
429 最終処分場第 2 種事業の下限である 25ha 相当）以上 37,500kW（第 2 種事業
430 下限）未満の電気事業法に基づく工事計画届出の件数が各年度 1 件又は 2 件
431 に留まること
- 432 ・条例における規模要件の下限が 10,000kW 以下である地方公共団体が多いこ
433 と
- 434 ・「Ⅱ． 3． 太陽光発電事業の特徴と規模要件」にあるとおり、環境省から、
435 第 2 種事業の定義にある「準ずる」の範囲について、他法令における規定例
436 との整合性等の観点から、現在の 0.75 を維持することが妥当である見解が示
437 されたこと

438 を踏まえ、第 2 種事業の規模要件についても現時点においては維持することと
439 する。

440 法対象規模未満の事業への配慮については、今後の事業規模の傾向や地方公
441 共団体の条例における対応状況も見ながら、ガイドラインの作成、周知等によ
442 り対応することを検討する。

3. 風力発電事業のスクリーニング基準

「Ⅱ. 4. 太陽光発電事業のスクリーニング基準」において述べたとおり、風力発電事業に関する現行のスクリーニング基準において、自然環境、景観、累積的影響等の観点については、一定の考慮がなされている。

風力発電事業においては、特に鳥類等への影響が懸念されるところ、これについても、野生生物の重要な生息地又は生育地が第2種事業が実施されるべき区域の周囲1キロメートルの範囲内に存在すれば、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると判定されることとなる（発電所アセス省令第16条第14号）。

その上で、風力発電事業においても、森林の開発等による土地の改変や傾斜地の土地の改変に係る懸念が生じる場合があることから、スクリーニング基準を見直すことが適切である。

具体的には、森林の開発について、太陽光発電事業と同様に、現行制度においては、自然環境の一部として人為的な改変をほとんど受けていない自然林や、地域において重要な機能を有する水源涵養林、防風林等を確認対象として含んでいるが、風力発電事業の特徴を考慮し、森林に係る関係法令による規制区域が存在する場合について、スクリーニング基準への追加を検討する。

また、切土や盛土を含む土地の改変の観点について、特に傾斜地において土地の改変が行われる場合は、土地の安定性といった環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、傾斜地等における土地の改変に関するスクリーニング基準を検討する。

IV. 制度改正に当たって（太陽光発電事業・風力発電事業共通）

1. 予見可能性の確保等

法では、第1種事業又は第2種事業に関して政令を制定・改廃し、新たに第1種事業又は第2種事業となる事業が発生する場合に備えて、あらかじめ、経過措置を規定している。

具体的には、他の制度による環境影響評価手続が進行中である対象事業の法の手続への乗換え（法第54条）、既に事業実施に係る免許等の手続が一定の段階にある事業に対する適用除外（法第55条）等が規定されている。

今回の見直しに当たっても、事業者、金融機関等の予見可能性の確保等の観点から、これらの経過措置を適切に運用することが重要である。

2. 事業の一連性の考え方について

法において「事業」とは、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築」と規定されている（法第2条第1項）。

発電所の環境影響評価における事業の「一連性」の考え方については、経済産業省が平成25年に「工事計画届出等又は環境アセスメントの要否の判断に係る「同一発電所」及び「同一工事」に該当するか否かの判断の目安について」（以下「判断の目安」という。）を策定しており、その後、令和3年に「判断の目安」を精緻化・明確化した「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」を経済産業省・環境省連名の通知として公表している。

法の対象となる事業の規模の見直しに際して、当該通知を事業者、地方公共団体等にあらためて周知することも重要である。

V. おわりに

環境影響評価制度とは、事業者自らが、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための手続を定めた仕組みであり、手続が実行されることで、環境配慮と地域理解の両方を備えた事業の形成につながるものである。

風力発電事業は 2012 年 10 月に、太陽光発電事業は 2020 年 4 月に法の対象に追加され、法に基づく環境影響評価の実績が積み重なってきた。本検討会においては、一部の再生可能エネルギーについて地域から懸念の声が生じている状況を受け、太陽光発電事業と風力発電事業の環境影響評価制度、特に、法の対象となる事業の規模要件と第 2 種事業の判定（スクリーニング）基準について、具体的な紛争事例の分析や今後の事業見通し等を踏まえた検討を行ってきた。

「I. はじめに」においても述べたとおり、コーポレート PPA の普及に伴い、再生可能エネルギーの買い手が環境価値を重視する傾向が強まっている。昨今の状況においては、環境に配慮した事業であることが事業の競争力につながることから、再生可能エネルギーの導入目標実現の観点からも、環境影響評価の果たす役割はますます大きくなっていると考えられる。

本報告書に示した方向性が、地域住民、地方公共団体、事業者等の理解を得ながら実際の制度に反映され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの着実な導入が進むことを期待する。